

# 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成23年度予算額(案)：7,987百万円(前年度予算額：7,973百万円)

## ～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

#### 特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



#### 教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

#### 特別支援学校等

### 特別支援教育推進のための体制整備

#### 特別支援教育総合推進事業 予算額(案)：253百万円(305百万円)

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。



地域住民への理解・啓発

#### 特別支援教育推進地域(都道府県等)



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)

#### グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】

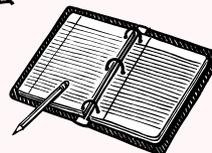


保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



相談支援ファイルの活用

民間企業 NPO 研究機関等

#### 民間組織等と連携した特別支援教育の推進

#### 教科用特定図書等普及推進事業 予算額(案)：125百万円(157百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進等を図る。

#### 民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額(案)：26百万円(40百万円)

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書や教材、その支援技術に関する研究等を実施する。23年度は特に普及・運用の在り方等について研究を実施。

#### 特別支援教育就学奨励費負担等 予算額(案)：7,583百万円(7,471百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な通学費・教科用図書購入費等を補助



#### 保護者への支援

研究・普及

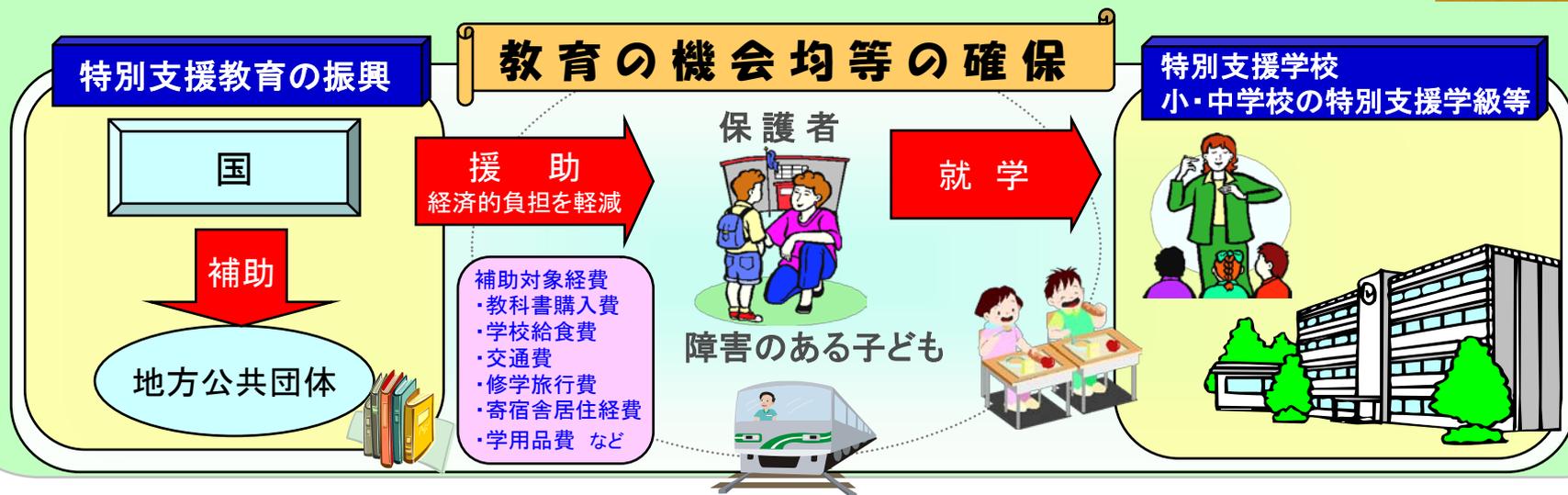


# 特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 平成23年度予算額（案） 4,875百万円（前年度予算額 4,686百万円）  
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 平成23年度予算額（案） 2,249百万円（前年度予算額 2,320百万円）  
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 平成23年度予算額（案） 459百万円（前年度予算額 465百万円）  
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成23年度予算額（案） 7,583百万円（前年度予算額 7,471百万円）



# 特別支援教育総合推進事業

平成23年度予算額(案) : 252,722千円 (前年度予算額 : 304,979千円)

## ～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 特別支援教育推進のための実践 研究の実施・成果普及

#### 特別支援学校等

#### 特別支援学校と小・中学校との 交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流  
及び共同学習の先進実践事例  
の集積・提供

#### 教育課程の編成等についての 実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への  
対応、職業教育の改善、自閉症児への  
対応等

#### 研究・成果の普及

自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を  
図るため、交流及び共同学習(特に、いわゆる居住  
地校交流)の推進など、特別支援学校等において  
実践的な研究及び成果普及等に取り組み、もって  
特別支援教育の充実に資する。

#### センター的機能等



相談支援ファイルの活用

### 特別支援教育推進のための体制整備

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

#### 特別支援教育推進地域(都道府県等)



地域住民への理解・啓発



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会

#### グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心とな  
り、就学指導コーディネーター  
等を活用した就学指導・就学相  
談の充実



教員研修(幼小中高)

#### 高等学校における発達障害 のある生徒への支援

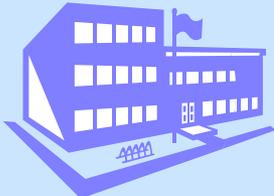


# 民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

平成23年度予算額（案）：25,512千円（40,175千円）

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

文部科学省



委託

5団体へ  
研究委託

成果報告

教育現場へ  
成果を普及



## <期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

## ■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。23年度は、これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

### 【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



## ■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、以下の内容等に関する研究を委託し、団体間の連携、多面的な支援体制の構築等を図る。

### 【研究内容】

- ・ 就労支援、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野
- ・ 団体間の効果的な連携の在り方
- ・ 遠隔地・過疎地等における支援活動の在り方 等



# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

【23年度措置予定額：約443億円(22年度措置額：約435億円)】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(新規・拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



| 学校種      | 平成23年度                   | 平成22年度                   |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| 幼稚園【拡充】  | 約4,300人                  | 約3,800人                  |
| 小・中学校    | 約34,000人                 | 約34,000人                 |
| 高等学校【新規】 | 約500人                    | —                        |
| 合計       | 約38,800人<br>(事業費:約443億円) | 約37,800人<br>(事業費:約435億円) |

# 中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

## 1 趣旨・目的

障害者の権利条約に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、平成22年7月12日に中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置した。

## 2 主な検討事項

- (1) インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2) 上記制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3) 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4) その他